



県政報告 県政を身近に

平成29年
2017
秋季号

Vol.25

埼玉県議会議員

武内まさふみ

【発行】
埼玉県議会 自由民主党議員団

〈ご挨拶〉

平成29年9月定例県議会が10月13日に終了しました。今議会においても自民党議員団が提出した「自転車の安全利用条例の一部改正条例」が可決されたことをはじめ、公共事業の増額、衆議院議員選挙費用などの補正予算が可決されました。私の担当する総務県民生活委員会においては、朝霞警察署の建て替え工事契約、失職した職員の退職金不支給に関する諮問、自転車の利用者などの保険への加入を義務付ける改正条例案などが審議され、意見案及び条例等が可決されました。今後も、委員長として、しっかりと県政のチェックと政策議論の活発化を進めてまいります。

一般会計 44億7,716万7千円
うち衆議院選挙関連費28億2,932万3千円

通常の補正予算16億4,784万4千円は、体育館の床板の改修をはじめ、保育士等の処遇改善に向けた研修の実施、道路や河川などの公共事業等、当面緊急に対応しなくてはならない事業です。

主な事業 体育館の木製床板の改修 6,596万円

全国で、体育館の床板がはがれ、腹に刺さり重傷を負う事故が発生したことを受け、早急に対応が必要な12の県立高校体育館の床板を改修します。

県立学校等の体育館、剣道場など436施設が対応を必要としています。今年度内に長期的な改修計画を策定し、平成30年度から順次改修を進めます。

道路・街路事業や河川事業などの追加公共事業 約14億5,517万円

契約 工事請負契約の締結 (朝霞警察署庁舎建て替え工事)

- 庁舎棟：鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積：9,364㎡(庁舎・車庫・倉庫棟)
- 請負金額：17億2,044万円
- 請負業者：古郡建設(株)
- 完成期限：平成31年7月31日



完成予想図

平成29年9月定例県議会 (平成29年9月22日～10月13日)

条例 「自転車の安全利用に関する条例」の一部改正

これまで、県条例により、自転車利用者等は任意保険への加入が努力義務となっていました。今回の改正により加入が義務付けられます。自民党議員団が改正案を提案しました。

(施行日:平成30年4月1日)

自転車損害保険等への加入の義務付け(対象)

- ①自転車利用者(利用者が未成年の場合は保護者)
- ②事業活動に自転車を利用する事業者
- ③自転車の貸付業者

自転車保険に関する情報提供

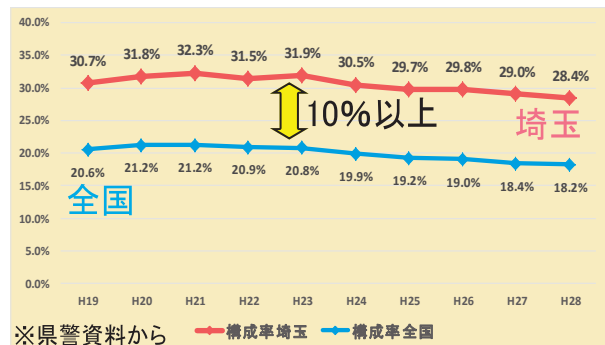
- ①自転車販売業者
 - ★自転車販売時に購入者に対し、自転車保険への加入の有無を確認するよう努める。
 - ★加入確認ができない場合は、保険に関する情報提供に努める。
- ②学校
 - ★自転車通学者に対し、保険加入の有無の確認に努める。
 - ★加入確認ができない場合は、保険に関する情報提供に努める。
- ③県
 - 関係団体と連携して、自転車損害保険に関する情報提供等を行う。

*保険料は年間1,200円程度から加入できます。

〈条例改正の理由〉

最近の交通事故全体に占める自転車人身事故の割合は、全国平均が約20%であるのに対し、本県は約30%になっています。また、自転車保険への加入率は、約45%と半数以下です。最近の自転車事故では、9千万円という高額賠償事例もあり、被害者の救済や加害者の負担軽減が必要です。

全ての人身事故のうち自転車に関与する事故件数の割合



「小規模企業振興基本条例」骨子案を自民党議員団が公表

地域に根差す小規模企業者は、人口減少、海外との競争激化などにより、売上の減少や事業主の高齢化などの課題を抱えています。平成26年6月に「小規模企業者振興基本法」が成立しましたが、よりきめ細かな企業者の持続的発展を目的とした本県独自の条例を制定すべく、自民党議員団が条例の骨子案を公表しました。県民の皆様からのパブリックコメント(自民党埼玉県連ホームページ)を経て、12月定例県議会に条例案を提案する予定です。

常任委員会だより①

(テレビ番組)放送

10月15日(日)10時から放映された、テレビ埼玉の「県議会広報番組」の委員長インタビューにおいて、武内県議が総務県民生活委員長としての抱負や取組を語りました。



条例 「迷惑行為防止条例」の一部改正

平成28年のストーカー規制法の改正により、規制行為の拡充と罰則の引き上げがあったことを受けて、本県の条例においても、同様の趣旨の改正を行いました。

(施行日:平成29年11月6日)

◆規制行為の追加

「うろつき」、「SNS等のメッセージ送信」、「行動を監視していると思わせるような言動」などの行為を追加。

◆罰則の引き上げ

【現行】

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(常習：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

【改正】

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(常習：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)